

宇土市運動公園施設管理業務仕様書

目 次

- 1 施設概要
- 2 施設管理の原則
- 3 プール開園業務
- 4 設備管理業務
 - (1) 電気設備等保安点検業務
 - (2) 給排水・衛生設備定期点検保守業務
- 5 清掃業務
- 6 植栽管理業務
- 7 その他

1 施設概要

(1) 名称

宇土市運動公園

(2) 所在地

宇土市旭町 3 7 5

(位置図)



(3) 施設内容

<グラウンド>

1. 面積 13,000㎡

トラック 300m

多目的利用 (野球・ソフトボール2面, サッカー他)

2. 設備

水銀灯夜間照明設備 1kw 10球×8柱

3. 完成

昭和51年3月

<テニスコート>

1. 面積 4,300㎡ (6面)

2. 設備 砂入り人工芝コート6面

本部室1棟 (放送設備, 冷暖房設備完備)

夜間照明設備 (6面)

<市民プール>

1. 面積 5,000㎡

2. 設備 50mプール・8コース

幼児プール

スライダープール

プールハウス

事務室，更衣室，トイレ，シャワー室（温水シャワー有）
機械室

<弓道場>

- | | | | | | |
|-------|---------|--------|---------|----|--------------------|
| 1. 設備 | 射場 | 鉄骨造平屋建 | カラーデスト葺 | 6立 | 144m ² |
| | 的場 | 鉄骨造平屋建 | カラーデスト葺 | | 49.2m ² |
| 2. 完成 | 昭和51年8月 | | | | |

<ジョギングコース>

1. 設備 1周600m

<子ども広場>

1. 設備 砂場
遊具 ブランコ，滑り台，シーソー，スプリング遊具（2台）

<慰霊塔>

面積 430m²

※慰霊塔周辺の植栽管理（塔及び墓誌等を除く植栽）

（4）開園時間・休園日

- ① 開園時間 テニスコート，弓道場 午前8時30分～午後10時（現行）
グラウンド，テニスコート夜間照明使用 午後10時まで（現行）
- ② 休園日 テニスコート，弓道場
年末年始 12月29日～翌年1月3日

※市民プールの開園は7月1日～8月31日 9：30～18：00（現行）

2 施設管理の原則

宇土市運動公園（以下「運動公園」という。）の設置の目的及び施設の機能を充分理解の上，創意工夫を加え，より良いスポーツ環境を整え，維持管理することに努めなければならない。

- （1）市民の生涯スポーツの振興と体力の増進を図るための施設として，市民が気軽にスポーツに親しめる場を提供できるよう，利用者に対しては柔軟な対応が必要であるとともに，快適な環境の保持に努めること。
- （2）運動公園は，市民の共有財産であることを認識し，貴重な市民の税金によって運営管理されている施設であり，維持コストはより徹底した低減を図ること。
- （3）施設内の清潔な環境を保持するための清掃・整備は，公共財産の維持保全及び利用者の快適性・安全性に寄与するものであり，運動公園の運営にとっても重要であることを認識して業務に従事すること。

3 プール開園業務

本業務については，別紙「宇土市民プール受付及び監視業務仕様書」のとおりとする。

4 設備管理業務

- （1）電気設備等保安点検業務
運動公園の電気設備が常に正常に利用できるよう，日頃の点検に努めること。

- ① 目視による点検業務

運動公園内の電気設備器具は、巡回をして常に正常に作動していることを目視により点検を行なうこと。

② 電気保安点検は月 1 回行なうこと。

ア 電気点検項目

受電設備：責任分界用開閉器，支持物・碍子支線類，電源ケーブル，負荷開閉器，電力ヒューズ，アレスター，接地リレー，変圧器，コンデンサー，接地線，キュービクル等施設状況，電圧計・電流計

負荷設備：配電盤・分電盤，屋外配線，屋内配線，接地線，配線器具，照明器具，電動機

イ 点検報告書，修繕提案書の提出。

ウ 設備異常時の緊急出動及び結果報告。

③ 必要のない電気はこまめに消灯するなど，電力消費の低減に努めること。

④ 年 1 回，「子ども広場」の遊具等について，有資格者（遊具診断士等）による劣化診断を実施すること。

⑤ 年 1 回，市民プールウォータースライダー法定点検業務を実施すること。

(2) 給排水・衛生設備定期点検保守業務

水環境の衛生状態を確保するため，給排水に要する設備の点検を行なう。

① 上水道給水管からの漏水がないか日頃巡回し注視する。

② プール用給水ポンプの点検

③ プール濾過機操作点検（開園前）及び水質の維持管理

④ 水道使用量の低減に努めること。

5 清掃業務

清掃業務は日常の清掃と定期的な清掃を主たる業務とし，施設を良好な環境に維持するとともに建物の保全に努める。

(1) 清掃範囲

運動公園内全域（駐車場や緑地部分等を含む）とする。

(2) 作業概要

① 原則として毎日清掃作業を実施する。

② 作業は，施設の予約状況を把握して利用に支障が無い箇所から順次行なう。

(3) 作業内容

① 敷地内全域のごみ等の収集

② 敷地内の除草

③ 運動公園内全トイレの清掃及びペーパーの補充

④ ゴミの搬出

⑤ その他環境維持のため必要な作業

(4) 勤務体制

原則，2名で，休日を除く日の8時から17時までを勤務時間とするが，大きな大会や災害時等で，増員が必要な場合は，勤務時間の変更や，人員数の変更を図り実施することができる。但し，変更後も通常の清掃業務全般に支障をきたすことがないこととする。

※休日は，土曜，日曜，祝日，年末年始（12月29日～1月3日）

6 植栽管理業務

花壇の花植え替え	年2回以上
花壇の除草	必要に応じて実施
剪定・刈り込み（松，つつじ等）	必要に応じて実施
病虫害防除	必要に応じて実施
芝刈り・除草	必要に応じて実施

7 その他

職員の教育等については、指定管理者は、契約開始日から委託業務に支障なく従事できるように、従事者の教育・研修等は事前に行なうこと。